

# 高齢者の住まいの確保について①

資料9-2

## ○ サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進

### 【取組概要等】

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面について、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉保健局】

### ※『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～』

政策目標：2025年度までに28,000戸（※サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び（独）都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅の合計）

⇒ 平成30年度末までの供給実績 20,751戸

＜内訳＞・サービス付き高齢者向け住宅 14,423戸

・東京都高齢者向け優良賃貸住宅 1,193戸※1

・（独）都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅 5,143戸

※1（独）都市再生機構が地方公共団体の要請に基づいて整備・管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅8戸を含む

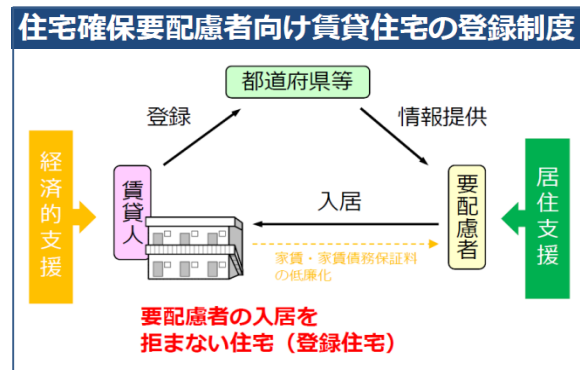
### 【今後の取組】

- ◆引き続き上記の取組を実施することにより、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を促進  
（実行プラン年次計画：各年1,200戸）
- ◆高齢者や整備事業者のニーズを踏まえた施策の展開により、引き続き整備を促進

## ○ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

### 【取組概要等】

- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、同年10月に住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度を開始
- 同年12月から登録住宅の入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の貸主等への家賃・家賃債務保証料の低廉化に係る補助を行う区市町村に対し、平成30年度から財政支援を開始
- 住宅確保要配慮者の入居に伴う貸主等の不安やリスクを軽減するため、令和元年度から高齢者への見守りサービスを提供する居住支援法人を補助するモデル事業を実施するとともに、入居者の死亡に伴い、貸主が被る損失を補償する少額短期保険等の保険料に係る補助を開始



### ※『東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画』平成30年3月

政策目標：2025年度までに3万戸 ⇒ 実績：1,576戸（令和2年1月27日現在）

### 【今後の取組】

- ◆ 専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度を創設し、登録インセンティブの充実を図るとともに、見守り機器の設置に係る初期費用を支援することにより、住宅確保要配慮者の入居に対する貸主の不安軽減を更に図る等、登録促進を強化

# 高齢者の住まいの確保について②

## ○居住支援協議会による民間賃貸住宅への入居促進

### 【居住支援協議会とは】

- 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する

※根拠法令：住宅セーフティネット法（H29.10改正）第51条第1項

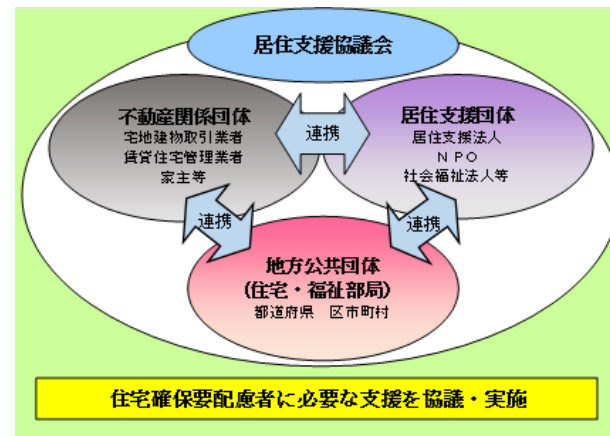
### 【取組概要等】

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を行い、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助などによる活動支援を実施

※『都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～』  
政策目標：住宅確保要配慮者への支援を実施する居住支援協議会の設置促進  
2020年度 区市の50%以上  
（「2030年度 区市の2／3以上」に引き上げる予定）

### 【令和2年度の取組予定】

- ◆ 区市町村向けセミナーの開催  
（協議会設立促進に関する講演、都内既設協議会の活動報告 等）
- ◆ 不動産関係団体及び居住支援団体向けセミナーの開催  
（学識経験者の講演、居住支援法人との交流会 等）
- ◆ 居住支援協議会パンフレットの更新・配布
- ◆ セーフティネット住宅の登録促進を目的としたチラシの更新・配布
- ◆ 区市町村協議会活動費用の補助などを通じ、区市町村協議会の設立を促進
- ◆ セーフティネット住宅の登録代行を通じ、登録住宅を促進



### ◇ 全国居住支援協議会 設立状況（令和元年12月27日時点）

⇒全国で92協議会が設立

（内訳）・47都道府県

・45区市町（横浜市、さいたま市、千葉市、川崎市など）

### ◇ 都内居住支援協議会 設立状況（令和2年1月末時点）

⇒13区6市で設立済み

江東区 [H23.9]、豊島区 [H24.7]、板橋区 [H25.7]、調布市 [H27.12]、千代田区 [H28.7]、杉並区 [H28.11]、八王子市 [H28.2]、世田谷区 [H29.3]、日野市 [H29.3]、多摩市 [H29.5]、文京区 [H29.7]、江戸川区 [H30.7]、台東区 [H31.1]、北区 [H31.3]、練馬区 [H31.4]、狛江市・町田市 [R1.5]、葛飾区 [R1.6]、大田区 [R1.9]

※設立順